

令和9年分以後の所得税について、事業所得又は不動産所得に係る、

10万円控除要件が変わります！



え、どう変わるの？どうしたらいいの？

複式簿記かつe-Tax送信をして、
最大75万円の控除をめざしてみましょ！



令和9年分から青色申告特別控除はどう変わる？

10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、その年の前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える者は10万円の青色申告特別控除が適用できなくなります。

収入金額 (2年前)	改正後		
	改正前 【簡易簿記】	【簡易簿記】	【複式簿記+e-Tax】
1,000万円超	10万円	0円 (控除対象外)(※1)	65万円又は 75万円(※1,2)
1,000万円以下	10万円	10万円	

※1 不動産所得に関しては、収入区分が1,000万円超である場合、事業的規模の方のみ控除対象外となり、業務的規模の方は、改正前と同様に最大10万円の控除を受けることができます。
なお、業務的規模の方は、複式簿記に移行したとしても、控除額は簡易簿記の場合と同様に最大10万円となります。

※2 改正後の65万円控除の要件（複式簿記+e-Tax）に加えて、請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の要件を満たす優良な電子帳簿を作成及び保存している場合には、最大75万円の控除を受けることができます。



条件に該当したら青色申告特別控除を受けられなくなるのは分かったけど、複式簿記ってどのようにすればいいのかな・・・

おまかせください！裏面をご覧ください！



複式簿記には、会計ソフトが便利と聞いたけど？

会計ソフトを利用することで、日々の仕訳を簡単に行うことができ、入力した仕訳は他の帳簿へ自動的に転記・集計され、損益計算書や貸借対照表を効率的に作成できるため、複式簿記による記帳を行いやすくなります。
なかでもクラウド会計ソフトは、銀行口座との自動連携や請求書・レシートのスキャンといった機能を有しているものが多く、業務の効率化を図ることができます。





会計ソフトの導入に当たっては、デジタル化・AI導入補助金が活用できます。小規模事業者の場合、導入費用の最大80%が補助されますので、是非活用をご検討ください。詳しくは、デジタル化・AI導入補助金ホームページ等から活用事例と併せてご確認ください。



複式簿記で記帳したいけど、指導してくれるところはありますか？



【記帳指導が受けられる主な指導機関と特徴】

名称	特徴	HP
青色申告会	記帳方法等について継続的な伴走支援が受けられます。 ※会員向けのサービスです。 ※詳細は最寄りの青色申告会へご確認ください。	 青色申告会
商工会/ 商工会議所	記帳方法だけでなく、補助金等に係る計画策定支援や経営相談にも対応しています。 ※一部会員向けのサービスです。 ※詳細は最寄りの商工会・商工会議所へご確認ください。	 商工会・商工会議所

まずは自分で学習したい場合は？



【YouTube「国税庁動画チャンネル」】

帳簿の記帳のしかたや決算のしかたに関する動画をYouTubeに掲載しています。



【各種パンフレット】

帳簿の記帳のしかたや決算のしかたについて詳しく説明したパンフレットを国税庁ホームページに掲載しています。



税務署でも教えてもらえる？



【記帳・決算説明会】

税務署では、個人事業者の方を対象に、記帳に関する説明会を開催し、具体的な記帳のしかた等についての説明を無料で実施しています。
また、決算や消費税に関する説明会も行っていますので、ご利用ください。



【外部委託による記帳指導】

記帳のしかたのほか、一般的な決算における帳簿の処理や確定申告書等の作成に至るまでの一貫した指導を、各国税局が事業者者に委託して行っています。
記帳指導を希望される方は、所轄の税務署にお問い合わせください。
※ 申込状況により、ご希望に沿えない場合があります。

